

## 提案

日付：2023/10/06

件名：自治会加入率の低下に伴う、自治会の仕事の軽減化

### 1. 問題、課題

寒川町に限らず、全国的に自治会の加入率が低下しています。

私が住む地域で現在班長を務めています。この地域にも新興住宅が多く建設され若い世代が住むようになってきていますが、自治会の加入率が極めて低いです。

昔と違い、『自治会に入るのは義務ではない』、『自治会に入っていないなくてもゴミ捨て場を使用することが出来る』など自治会に入会しなくても、不利益はないことが SNS やテレビで紹介されるようになったことも原因のひとつだと考えています。

さらに自治会に入会すると『班長をやらされる』、『ゴミ当番をさせられる』、『集金をしなければならない』なども加入率が低下する原因と推測しています。

これらを改善しない限り、加入率が上がることは難しいと考えています。

### 2. 改善案

自治会加入者の負担を軽減させる。

例：ゴミ当番をシルバー派遣に委託する

自治会の加入率低下と反して、寒川町の高齢者数は増加しています。高齢者の活躍や交流の場として地域のごみ当番を委託する試みも検討してみてもはいかがでしょうか？

デメリット：ボランティアではなくなるため、費用が発生する

例：集金をやめて、町から税金を自治会に交付する

班長をやってみて自治会加入者の集金が非常に手間だと感じました。それぞれ生活時間が異なり、何度も訪問しなければならない事もありました。

そこで、『集金』という形をやめて、その自治会に居住する世帯数に応じて町の税金から交付する形にしてみてもはいかがでしょうか？

デメリット：税金を集めて、交付する作業だけで費用（中抜き）が発生するため、無駄なお金が発生する

例：自治会役員や班長の報酬の見直し

役員や班長を引き受けたくない理由として、報酬が少ないと報酬が無いという考えもあります。これは、あくまでもボランティアという思想に基づいて自治会が運営されている

ためだと考えています。時代が変わったので、やはり報酬をきちんと出す、しかも仕事内容以上の報酬を出すことも考える必要があります。

例：自治会役員や班長を町議会議員が務める

これはかなり無知な提案ですが、地域の挨拶や地域の困りごとをしっかりと受け止められる機会につながると考えています。

選挙が近くなると、町議会議員の方々は歩いて挨拶周りをしていますので、出来ないことではないと考えます。

### 3. 改善後の効果

地域住民の中には「お金は出すけど、自治会の仕事はやりたくない」という人もいます。

また、見合った報酬が出るなら役員や班長を務めるという方もいます。

自治会に入るメリットは増やすのではなく、デメリットを無くすことで加入率の上昇につながる。

---

## 回答

<自治会加入率の低下に伴う、自治会の仕事の軽減化> 【所管：環境課、町民協働課】

○改善案：自治会加入者の負担を軽減させる

・改善案①：ゴミ当番をシルバー派遣に委託する 【所管：環境課】

自治会に入会すると「ごみ当番をさせられる」ことから、ごみ当番が、自治会加入率の低下につながるとのご指摘をいただきました。そしてその対策として、今後の少子高齢化の進展に伴う高齢者の活躍や交流の場として、寒川町シルバー人材センターへごみ当番を委託するご提案をいただきました。

まずは衛生指導員ですが、やはり、一部の自治会からは衛生指導員のなり手不足の問題や、自治会退会の原因になっているなどの理由で衛生指導員制度の廃止要望が多くあります。現在、令和7年度よりごみ・資源物の収集方法の見直しについて、各自治会や関係機関等と協議を行っており、見直しの一つとして、資源物置場を廃止し、ごみ集積所に統合することで、衛生指導員の資源物収集日の主な役割が無くなることから、課題であった衛生指導員制度の廃止を考えております。そして、ごみ集積所の管理については、これまでと同様にご利用される皆様が行うこととなります。

いずれにいたしましても令和7年度よりお近くのごみ集積所にて、これまでのごみと同じように資源物も収集できるよう見直しを進めていることから、自治会に清掃等を含めた管理をお願いする置場は無くなると考えており、自治会加入・未加入関係なく、利用される皆様に清掃など管理をお願いいたします。

・改善案②：集金をやめて、町から税金を自治会に交付する 【所管：町民協働課】

はじめに、自治会は行政とは別組織の任意団体となります。自治会の運営については各自治会において会則等を定め、これに基づき、自治会費や報酬を定めています。そのため、町の税と自治会の会費を相殺することは出来ません。自治会費の集金について、班長及び所属する自治会へお手数をおかけしているところではございますが、ご提案いただいた町からの世帯数に応じた交付金は既に実施をしております。自治会活動交付金として、各自治会一律金額に加え、世帯数に乗じた額を交付申請に応じ、交付しております。自治会は自治会費と町からの交付金、その他自治会収入により、活動及び運営をしている任意団体ですので、今後ともご理解とご協力をいただければと思います。

・改善案③：自治会役員や班長の報酬の見直し 【所管：町民協働課】

自治会役員や班長への報酬についても、各自治会の会則等で取り決められております。そのため、報酬についても助言は出来ませんが、決定はあくまで各自治会となります。自治会毎に報酬額や支払いの範囲はまちまちですが、自治会相互の情報交換を行う場（自治会長連絡協議会）においても、報酬額は話題となっており、自治会によっては見直しもしている様です。町は自治会に対し助言は出来ませんが、運営の主体は各自治会です。報酬額の改定をご提案者様の所属する自治会でご提案するのも一考かと思えます。

・改善案④：自治会役員や班長を町議会議員が務める 【所管：町民協働課】

自治会は地域住民の理解や協力により自主的に運営される任意の団体であるため、町議会議員を自治会役員のあて職にということにつきましては、町で判断できるものではないと考えております。

自治会加入率の低迷については、町も課題と捉えております。引き続き自治会加入促進の取組を行ってまいりますので、今後とも自治会活動及び運営へのご協力とご理解を賜りますようお願いいたします。